

議案第36号

調停について

川崎簡易裁判所平成27年（ノ）第126号債務弁済協定調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 事件名 川崎簡易裁判所平成27年（ノ）第126号債務弁済協定調停事件

2 当事者 申立人 ****
相手方 川 崎 市

3 調停内容

(1) 申立人は、相手方に対し、本件賠償金として、149,751,000円及びこれに対する平成27年10月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員のうち149,751,000円を次のとおり分割して、相手方指定の方法により支払う。なお、振込手数料は申立人の負担とする。

ア 平成29年4月から平成59年2月まで毎月末日限り 各416,000円

イ 平成59年3月末日限り 407,000円

- (3) 申立人は、相手方に対し、平成28年度（平成28年12月1日から平成29年11月末日まで）以降の毎事業年度の決算において、税引後利益を計上した上で、株主に対し、配当を実施する場合には、その配当金総額と同額の金員を前項の分割金に加算して支払う。この場合において、加算して支払う金員は、最終期限の分割金から順次に充当する。
- (4) 申立人が第2項の分割金の支払を怠り、その額が832,000円に達したとき、又は相手方が申立人に対して、前項の配当金総額と同額の金員を請求した日の属する月から2箇月以内に同金員を申立人が支払わなかったときには、当然に第2項の期限の利益を失い、申立人は、相手方に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。
- (5) 申立人が前項により期限の利益を失うことなく、第2項の金員を支払ったときは、相手方は、申立人に対し、第1項の金員のうち149,751,000円に対する平成27年10月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務を免除する。
- (6) 申立人は、税務署の受付印が押印された法人税の確定申告書の写し（これに添付された書類を含む。）、決算報告書の写し及び定時株主総会議事録の写しを毎事業年度末から3箇月以内に相手方に提出する。
- (7) 相手方は、申立人に対するその余の請求を放棄する。
- (8) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (9) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停理由

本事件については、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての強い要請がなされたこと及びこの調停により申立人と相手方との間の紛争が早期に解決することを勘案し、調停を成立させようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成20年10月28日、本市は、登戸1号雨水幹線その4工事（以下「本件工事」という。）の一般競争入札を実施し、同年11月4日、申立人及び*****（以下「****」という。）で構成した**・**共同企業体と工事請負契約を締結した。
- 2 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、申立人及び****が他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する不当な取引制限を行ったとして、平成22年4月9日、申立人及び****に対し、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った。これらの命令のうち****に対するものは、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定したが、同年6月9日、申立人は、公正取引委員会に対し、同法に基づく審判を請求した。
- 3 平成22年9月1日、本市は、申立人及び****に対し、本件工事に係る工事請負契約に基づき、申立人及び****で連帯債務として負担する不正行為に対する賠償金として、本件工事に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の3に相当する額149,751,000円を、同年11月30日までに支払うよう請求した。
- 4 申立人及び****は、賠償金の支払請求には応じず、その後も引き続き、これに応じないと認められたため、平成23年7月1日、本市は、申立人及び****に対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを横浜地方裁判

所川崎支部に提起した。

- 5 平成24年7月4日、本市の申立人に対する請求を認める第1審判決が言い渡され、同月19日、申立人は、東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 6 平成24年11月22日、本市の申立人に対する請求を棄却する控訴審判決が言い渡され、同年12月5日、本市は、最高裁判所に上告受理申立てをした。
- 7 平成24年11月26日、公正取引委員会は、申立人の審判請求を棄却する審判審決をし、同年12月26日、申立人は、審決取消請求の訴えを東京高等裁判所に提起した。
- 8 平成26年1月31日、申立人の審決取消請求を棄却する第1審判決が言い渡され、同年2月12日、申立人は、最高裁判所に上告の提起及び上告受理申立てをした。同年6月18日、申立人の審決取消請求の上告を却下する決定がなされた。
- 9 平成26年12月19日、本市の申立人に対する請求の上告審判決が言い渡され、本件工事に係る工事請負契約約款において、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定した際に、注文者は請負人に対して不正行為に対する賠償金を求めることができると定められていたところ、請負人である共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、その他の構成員についてまで賠償金等の支払義務を負わせることは、当該構成員に不測の不利益を被らせることになる等とし、本市の請求は棄却された。
- 10 平成27年4月16日、申立人の審決取消請求について、上告審として受理しないとの決定がなされ、申立人に対する排除措置命令等が確定した。
- 11 平成27年7月28日、本市は、申立人に対し、賠償金149,751,000円を、同年9月30日までに支払うよう請求した。

1 2 平成27年10月29日、申立人は、債務の一部免除及び分割弁済を求めて、川崎簡易裁判所に債務弁済協定調停の申立てをした。

1 3 本調停は、10回に及ぶ調停期日を経てきたが、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたものである。